

第五十一回国会 商工委員会 議 録 第三十七号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 河本 敏夫君

理事 田中 榮一君

理事 中村 重光君

理事 稻村左近四郎君

理事 小沢 辰男君

理事 海部 俊樹君

理事 小宮山重四郎君

理事 中村 幸八君

理事 早稲田柳右衛門君

理事 島口重次郎君

理事 山崎 始男君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

出席政府委員

通商産業政務次 進藤 一馬君

通商産業事務官 熊谷 典文君

(企業局長)

中小企業庁長官 影山 衛司君

特別措置に関する法律案(内閣提出第二二二号)
派遣委員からの報告聴取

○天野委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

先ほどの理事会において御協議を願いましたとおり、内閣提出、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案審査のため、参考人から意見を聴取することとし、その人選、日時、手続等に関しましては委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○天野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○天野委員長 内閣提出官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案、板川正吾君外十八名提出官公需の中小企業者に対する受注の確保に関する法律案、麻生良方君外一名提出官公需の中小企業者に対する受注の確保に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

中村重光君。

○中村(重)委員 影山長官にお伺いしたいんですが、この受注の機会の増大の努力——第三条に「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならぬ」ということに対しては、これはどうも適当な文章ではないのであって、こういった文章だと、受注の機会をつくっても、受注の確保というところになってくると期待が持てないし、扱い方によってはむしろ妨げになるという可能性もある

のではないかと、そういうことで、予算の適正な使用に留意するということに改むべきであるという考え方が委員会にあるということとはあなたは御承知であらうと思うのですが、その点御承知になつていらつしやるのかどうかという点、御承知になつていらつしやるのとすると、「予算の公正かつ効率的な使用」云々ということと予算の適正な使用に留意するということの違ひというものをどのように理解をされるのか、まずそのことをひとつお答えを願いたいと思います。

○影山政府委員 お答え申し上げます。

各党の御折衝の間に、この第三条の「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」という文言を「予算の適正な使用に留意しつつ」というように修正したらどうかという御意見のあることは、私も承知いたしておるところでございます。その両者の差でございますが、私どもの原案の「予算の公正かつ効率的な使用」という場合に、効率的ということは多少ことは強うございまして、できるだけ安く、それからいいものをというところとそれから強調をしたような感じがするわけでございまして、その点から、その点から多少の誤解が招かれやしないかというところを、私も質疑の間に聞いて感じたわけでございまして、今度修正意見を出しておりますところの「適正」ということは、公正でありかつ不当でないということ、会計検査院等が検査をいたしました場合に、違法あるいは不当というところで批難をされないように会計法の運用をやつていかなければならないというふうな解釈になるわけでございまして、その点につきましてはこの原案よりも相当緩和されておるといふふうに感じるわけでございまして。

○中村(重)委員 いまよく理解できなかったのだけれども、それでは具体的に尋ねてみますが、予算の公正並びに効率的な使用ということは、どの

ようにお考えになつていらつしやるのか、まずそこをひとつはっきりさせてもらいたい。

○影山政府委員 公正と申しますのは、いわゆるつまみ食いというふうな、予算の定められた目的に反して使用いたしましたり、特定の者の利益のために使用するといったような、不正を排除するという意味でございます。それから効率的と申しますのは、予算の目的に応じて最も有効に使用するというところでございまして、その意味におきましては、できるだけ安く、できるだけ品質のいいものを購入しなければならぬという意味がそこに入つておるわけでございまして。

○中村(重)委員 この「予算の公正かつ効率的な使用」というのは、会計法並びに予算令というのにこつちう形になつておるわけですね。それをこつちう持つてきたということではないのではあります。それと、それを非常に強うございまして、こつちうで、予算の適正な使用に留意するということに、委員会において、これを改めよう、こつちうのこととまではないわけですね、委員会の修正というものは、「予算の適正」ということは、いまあなたがお答えになったように、むだ使いをしてはならない。「効率的な使用」というのは、予算の使用目的に合致するように、こつちうのこと——私どもは、予算の使用目的に合致しないような使用なんということがあるうとは考えない。そのことをやつたということになつてくると、これは不正な使用という形になるわけですね。私もここでごこの点を問題にすることは、官公需についての中小企業者の受注を確保する——政府としては、機会を確保ということになるのであります。いづれにいたしましても、機会を確保して、そして中小企業者に対する受注を確保していくということとをあなたのほうではねらつておるわけで、その

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出第一四二号)

官公需の中小企業者に対する受注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出、衆法第二二二号)

官公需の中小企業者に対する受注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四号)

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な

ためにこの法律案を御提案になったわけですが、ところどころ、むだ使いをしてはならない、予算の使用目的に合致するようにしなければならぬ、安くてよい品物を購入していくのでなければならぬ、あるいは製造させなければならぬ、こういうことになってまいりますと、やはりそのこと自体はそれでいいといたしまして、あまりこれがきびしく運営されてくるということになってまいりますと、どうしても中小企業というものは、いわゆる資本であるとか、あるいはその企業の規模であるとか、能力といったような点から、中小企業というものに受注を確保していくということにはなかなかならないであろう。だからしてあまりきびしくしていくのではなくて、やはり中小企業者にできるだけ官公需の確保を与えていかなければならない、こういうものの考え方から、こういうシビアな扱いではなくて、予算の適正な使用に留意しつつ、できるだけ中小企業者に対して官公需を確保していくようにしなければならぬ。こういう考え方からこれを修正するという事になっておるわけでありまして、あなたのほうもそうした精神というものを生かして運営をしていくということではなければならないと思います。だからその点に対して、あなたはどのようにこれを理解し、かつ運営をしていくとお考えになつていらっしゃるか、その点をひとつ明確にお聞かせ願いたいわけですが。

○影山政府委員 お答え申し上げます。
基本的な考え方につきましては、中村先生先ほど御指摘のとおりでございますが、私どももこの法律によりまして中小企業者に対して発注の機会の確保の増大をできるだけはかっていってあげるといふことにつきましては、全力を傾注するつもりでございます。

○中村(重)委員 建設事務次官が通達を出してありますね。その通達によりますと、一億五千万円以上というものがAクラスであつて、それ以下はB、C、D、Eということになっているわけですが、これはあなたのほうも御承知になつていらっしゃるのだからと思うのです。そこでこの中小企業者に対して発注標準というふうなものとあると思うのでございます。建設事務次官が通達を出した一億五千万円以上がAクラス、大企業という形になるわけでございますが、それ以下が中小企業というふうに理解すべきであると私は思うわけですが、そういうことで通達も出してあるわけでございますが、この中小企業者に対する発注標準というものはどの程度お考えになつていらっしゃるのか、通達省としての考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。

○影山政府委員 発注標準につきましては、各実施官庁、発注官庁のほうで定めることになっておりますけれども、今度この法律が通過成立いたしました際には、この官公需につきましても通達方針というものを閣議決定をしてきめることになつておりました、その場合にできるだけ中小企業者に対して受注の機会が確保されるような発注基準というものを設定するようにという方針も決定するつもりにいたしておりました、建設省の次官のほうからの通達というものは、すでにそういう意図のもとに非常に前向きな通達が出ておるものというふうには了解いたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 あなたの理解を伺つておきますが、自由民主党参議院議員の鹿島守之助さんがこの中小企業者に対しての官公需の確保の問題でパンフレットを出しておるようですが、憲法二十二条を取り出して「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と定め、「公共の福祉」のために営業の自由を制限する場合を認めているが、建設省の今回の措置は上記のとおり、工事発注の機会均等と公正性、工事の確実性、経済性を阻害するもので、かような手段による中小建設業者の振興育成は明らかに公共の福祉に反するものであり、憲法第二十二條の適用を除外する理由とはならないと思ふたの見解はどうですか。

○影山政府委員 最終的にこれが違憲であるかどうかというところにつきましては、もし必要があるならば最高裁の判決を待たなければいけない事柄ではございませうけれども、この発注資格につきましては、御承知のように会計法に基づきまして、予算決算会計令が出ておりました、その七十二条におきまして、「各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、……契約の種類ごとに、」発注の基準を定めることができる。資格を定めることができる。というふうな規定をいたされておりました、それに従つて忠実に実行されておるわけでございますが、その限りにおきまして適法であるというふうには私は考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 なお鹿島さんは、「一般に中小業者は大手業者に比し、施工能力が不足し、工期の遅延、不良工事を生ずることが多い。」というように書いておられます。これは鹿島さんの一方的な見解にすぎないわけではございませんけれども、私どもは必ずしもそのようには考えない。もし中小企業者が、中小企業というものは大企業にすべてが劣つておるのだというふうな考え方でもつてこれを運営されるということになつてくると、先ほど指摘いたしました、いわゆる「予算の公正かつ効率的な使用」ということにはひかかつてきて、機会の増大をはかりたいとしても、なかなか受注を確保するということについていかなければ、こう思いますが、それらの点に対して、あなたはどうかお考えになりますか。

○影山政府委員 先生御承知のように、中小企業者の中にもいろいろありますけれども、悪いところもあるわけではございますが、私どもも中小企業の近代化、合理化ということを推進いたしておりまして、相当優秀な、大企業にもひけをとらない中小企業者も多くあると私は信じておるわけでございますが、現実の官公需の発注にあたりまして、調達担当官といたしましては、大企業のほうが発注をしていただいたほうが同じ品質、同じ価格のものでも、いわば安心なわけではございますので、同じような能力を持ちながら中小企業者が発注の機会を確保できなかったというのが、従来の状況ではないかというふうに考えるわけではございまして、今度この法律によりまして、そういうことのないように努力義務も課しておるわけではございまして、今後そういう面でも各省と一緒になりまして、運用の改善をはかっていきたいと考えるわけではございます。

○中村(重)委員 そうすると大企業と中小企業と比較をすると、ある特定の品物を製造させるという場合、あるいは購入する場合、大企業のほうが非常に効率的である。安く購入できるかもしれない。だがしかし、できるだけ中小企業者に対して受注の機会を与えて、受注を確保していかなければならないことである。だから最大限に中小企業者に対して受注の機会を与え、受注を確保させるように努力をしていく。あまりむずかしい、こうした「予算の公正かつ効率的な使用」というようなこと——これはもちろん修正されるわけではございますけれども、これにこだわらないで、この法律の精神を生かして最大限の努力をしていくこと、こういうかまえてあるということに理解してよろしゅうございませうね。

○影山政府委員 先生御承知のように、この法律は私どもの考えとしまして、相当前向きな法律でございまして、第三条で「(受注機会の増大の努力)」を掲げておいて、あと第四条以下におきまして方針を作成し、実績をチェックし、あと必要があるならば要請をするというふうな相当な法律になつておりますので、その面で中小企業者の受注の機会の確保というところは相当前進をするというふうには考えております。「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」という規定を設け、あるいはこれを修正いたしまして、「予算の適正な使用に留意しつつ」という規定を設けましたゆえんは、そういう前向きな法律でございまして、一項目は足元を忘れないようにという意味におきまして、会計法の原則をここに掲げておるような次第でございまして、態勢は、やはり中小企業者の受注の確保ということを大いに前進させていくという方針でございまして。

○中村(重)委員 建設事務次官が通達を出してありますね。その通達によりますと、一億五千万円以上というものがAクラスであつて、それ以下はB、C、D、Eということになっているわけですが、これはあなたのほうも御承知になつていらっしゃるのだからと思うのです。そこでこの中小企業者に対して発注標準というふうなものとあると思うのでございます。建設事務次官が通達を出した一億五千万円以上がAクラス、大企業という形になるわけでございますが、それ以下が中小企業というふうに理解すべきであると私は思うわけですが、そういうことで通達も出してあるわけでございますが、この中小企業者に対する発注標準というものはどの程度お考えになつていらっしゃるのか、通達省としての考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。

○影山政府委員 発注標準につきましては、各実施官庁、発注官庁のほうで定めることになっておりますけれども、今度この法律が通過成立いたしました際には、この官公需につきましても通達方針というものを閣議決定をしてきめることになつておりました、その場合にできるだけ中小企業者に対して受注の機会が確保されるような発注基準というものを設定するようにという方針も決定するつもりにいたしておりました、建設省の次官のほうからの通達というものは、すでにそういう意図のもとに非常に前向きな通達が出ておるものというふうには了解いたしておるわけでございます。

「組合を国等の契約の相手方として活用するよう
に配慮しなければならぬ。」ということの規定し
ておるわけでございますが、御承知のように、中
小企業者は個々の力が非常に弱いものでござい
ますから、受注をいたします際にも、個々のロッ
トというものが受注の限界がございます。そこで、
組合単位にこれを受注いたしますと、ロットも大
きくなりまして、大企業と競争できるような数量
が受注できるということが一つのねらいでござい
まして、元来、私どももいたしましては、中小企
業対策の基本といたしまして、この組合というも
のを中心にいたしまして協業化をはかつていく、
あるいは、共同経済事業を推進することとを

それから、県内の問題でございしますが、県内の地元業者あたりをできるだけ活用していくというふうなことににつきましては、建設省をはじめ各省におきまして、そういう発注方針で従来も行なっております。今後ともその方針を進めていきたいと思っております。

○中村(重)委員 いまあなたがお考えになっていらっしゃることは、まことにけっこうなことです。ところが、そういう考え方を持っておつてもなかなか、特定の省との個別折衝というよりなこともあろうかと思う。あるいは、関係各省のいわゆる会議という形でいろいろ意見交換をするとか、ある

いは大企業が非常に能力があるから大企業にやらしたほうがよいということ、その金額にかかわらず、従来のいろいろな関係というものはもありきですから、大企業のほうへ回すこともあろうと私は思ふのです。しかしこの法律をつくり、その法律に基づいて閣議決定をするにあたっては、割合等もお

七五%も占めておるわけですが、金額にいたしましては四三・八%ということで、まだまだこれは比率としては低い比率でございます。特に中央官庁あるいは公社、公団が地方庁に比べて、中小企業者に対する発注というものの比率が少のうございまして、そういう点も中央官庁を奮勵いたしまして、できるだけその比率が上がつていくようにということで努力をいたしていきいたいと思ひます。

○中村(重)委員 これからやるんでしうけれども、この法律案を出しになるについては、十分従来の実績というものを分析されておるだろうし、またされなければならぬ、こう思ふのです。ですから、単に件数というものを私どもの審議の参考にお出しになっておるにすぎない。これは資料としては不足でございますが、しかし積極的にこれから取り組んでいくということでございますから、これはそのとおりやっていただきたいと思ひます。

なお、この実績の通知または報告というところで、同僚議員からこの点に対しては指摘なりあるいは質問がなされておるわけでございますけれども、通産大臣に通知をする、こういうことになっておる。これは同僚議員からの指摘がありましたように、報告というより形が適当ではないのか。お互い同僚の大臣が報告ということになってくるとこれは適当ではない、報告は総理に対してはなすべきものであらうけれども、同僚の大臣同士としては、これは通知ということではなければならぬ。なんだということでございますが、そういうことがいままでの質問に対する答弁ということになっておるようでありまして、しかし、少なくとも閣議においてこれを決定をしたということ。閣議においてこれを決定したのだから、たとえお互い大臣同士であらうとも、その実績というものを報告をするというものは何かおかしくはない。だからしてそれは当然なことだ、こういう法律をつくりになるにつれて、あまりこだわって、総理に対してはこうだけれどもお互い大臣同士に對

してはこれは報告ということであつては、どうも報告は上を向いてやるわけなんだから横には報告ということにならないというふうなことにこだわらなければならぬと思ふ。少なくともこの法律に對して權威を持たせ、そしてこの權威ある法律を十分公正に運用していくということについては、私は、そういう点は報告なら報告とびしつとされる必要がある、そしてこの法律をもつて強い拘束力を持たせる、こういうことでなければならぬと思ふのです。だから報告と通知は同じではないかという文字の問題ではなくて、要するにこの法律の持つ思想なんです。そういう点が私は問題であると思ふわけです。この点に對してのあなたの考え方はどうなんですか。

○影山政府委員 この上では第五条におきまして「通知」ということになっておりますけれども、第五條におきまして、「国等の契約の実績の概要の通知」を義務づけておるわけでございます。で、各省庁はこの法律に基づきまして通知をする義務があるわけでございます。そういう意味におきまして、報告ということでは使わなくてもその所期の目的は達成されるというふうに考えております。また各省各庁の長に對して臨みます場合も、結局のところ通産大臣に通知の場合に中小企業庁がその実績をとるわけでございますので、先生たたいま御指摘のとおり心がまえで各省各庁の長に当たつていきたいというふうに考えるわけでございます。

○中村(重)委員 重ねて私は申しませんが、報告にしても義務づける、通知にしても義務づける、義務づけておるから同じだといふもの、考え方、必ずしもそうではない。要するに総理に對しては報告である、報告しなければならぬといふことを義務づけてある、ところが横の大臣に對してはこれは通知である、これを義務づけてある、義務づけたから同じであるといふには私は私にはないと思ふ。この法律にほんとうに權威を持たせ、そしてこれをいかに有効に実施させていくかといふ点で、ここに書き込むいろいろな文字も変わつ

てくる。だから中小企業者に対する受注の機会を与えるということも、そうではなくて受注を確保するということなんぞ、あなたのほうとしては、結局受注の機会を与えれば受注を確保することになるのだから同じであるといふことなんぞしょうが、機会ではなくて受注を確保しなければならぬのだ。機会が入つておることと同じではないか、それはそうではない。やはりこの法律をいかに權威あるものにするか、それからこの法律にどういふ思想を持たせるかということによつての違いといふものは大きな開きがあると思ふ。そういうことで問題の指摘をしておるわけです。しかしそれは手野郎の間に修正をしようにという考え方ではありせんし、通知の問題は原案を通さうと考えておりますからこれ以上申し上げません。ただ、いまあなたが最後に答へになつたように、ほんとうに積極的な態度でもつて取り組んでいただきたいと思ひます。

大臣がお見えになりましたから結論に入ります。これは閣等における発注だけでございますが、これは長官からでけつこうですが、電気であるとかガス、水道、交通、こういった地方公営企業といふものに対して、この業界からは、これは国の助成といふものが相当強くなされておるわけだから、行政指導でもつてこういふ公営企業に對しても、中小企業者に対する受注の確保といふものが積極的になされるようにやつてもらいたいという要望がなされておると思ふのでございまして、この点に對して検討されたことがあるかどうか。またそれは困難なのか、その点どうなんですか。

○影山政府委員 先生御指摘のとおり要望があることは事実でございますが、その点につきましては検討いたしましたわけでございますが、この法律がやはり国等と、それから国等から出資も行なわれておるといふような公社、公団、公営企業といふようなものに限定いたしました関係上、電力会社あるいはガス会社といふものは公益的な色彩が大きうございましてけれども、一応私的な会社

といふことになっておりますので、これは法律の適用から除外したわけでございますが、先生御指摘のとおり法律の精神というものを尊重いたしまして、この電力会社、ガス会社等につきましてもできるだけ中小企業への発注を増大するということにつきましては、今後行政指導を行なつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 この官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案に對して私どもは附帯決議をつけようと思はれておるわけですが、もつと修正をしたいと思いますといふ考え方もありましたけれども、まあ大臣が不十分ではあらうけれどもともかく前向きでこの法律案を出したのだからといふ、まず大臣の熱意を了として、あとはいかにこの法律をうまく働かせるか、有効にこれを運営するかという形に私ははかつかつておるうと思ふわけでありまして、そういうことで多くの附帯決議に譲りまして、修正はほんの一点にしほつたわけですが、したがって私どもはこの附帯決議がどう生かされてくるかといふことに對しては實は関心を強く持つておるわけですが、まあ大臣がいま見ていらつしやいますからそれで考え方を聞かしていただきますが、この官公需契約の總発注量に占める中小企業者の割合を明示せよといふことをまず第一点につけております。この点はこのとおりなされる用意があるかどうか。

○三木國務大臣 そのようにいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 第二点の「工事の発注・物件の購入等に際し、みだりに大手業者を指名することがないよう、資格基準・指名基準の運用について遺憾なきを期すること」といふのがつてあります。これは資格基準とか指名の基準だけでは実はないわけですが、A、B、Cといふふうに個々にランクいたします。基準としては中小企業者にやらせてもいい工事があるわけですね。あるいは購入することが出来る金額あるいは規格といふものがある。しかしそういう場合でも、なかなか何

というのか、大企業にやらしたほうが不安がないという考え方というものがどうしても役人の頭の中を支配するわけです。それで中小企業にやらしてもよろしいのだけれども大企業にやらせる。これを私は改めていくのだけれどもならないと思うわけです。だから、そういうことではないもので、すから、いつまでもBクラスはBクラス、あるいはCクラスはCクラスというものとどまる。意欲は持つておられるけれども、大臣がいつも言われるみずから努力はしておる、また意欲もある。あるけれども上にランクしないわけです。だからこのAクラスはいつまでもAクラスとして固定する、BクラスはBクラスとして固定している。こういうことが実際のいわゆる現実の問題としてあるわけです。だから私はこの第二の点は、そういうことも含めて附帯決議としてつけるわけでございますが、この点に対してはどのようにあなたはお考えになっておられるか。また関係各省に対してこれから強く要請されるべきでありましょうし、閣議決定にあたってはそれらの点も強く強調されるであろうと私は思うわけでございますが、その点に対するお考え方を聞かせていただきたいと思います。

○三木国務大臣 附帯決議の草案の中にもそういう御趣旨のことが入っておりますが、これは尊重いたすつもりであります。

○中村(重)委員 いま大臣のお答えは、いつも最後にそのとおりのおっしゃることばでして、えておさなりのなる。まあしかしあなたはそのうではないであらうと私は期待をするわけですね。だから具体的に申し上げておるわけでは、十分この点を——できないことは注文つけておりません。できることしか私どもは委員会の権威にかけて注文はしておりませんから、できることですから、この附帯決議はぜひ実行していただかなければなりません。

なおあなたは同僚委員の質問に対して、この機会の増大という表現は好きである、それから民主主義の原理原則を明らかにしているの、非常によいと思う、あるいは社会党だって高くて悪いものを買おうとは考えていないのであらうとか、いろいろな表現をもつてあなたの考え方を明らかにされたわけですね。しかし大臣にこの際お考え願わなければならぬことは、現実には非常に深刻であるということですね。それと民主主義の原理原則とおっしゃるけれども、たとえば鉄鋼業の問題に対しても、自由競争ということがほんとうはあなたの言う民主主義の原理原則であると私は思う。にもかかわらず鉄鋼業界が不況であるからといって、あなたは好ましくない勧告操短をおやりになっていらっしゃる。私もあなたがあなたに、この中小企業者に対して受注の機会の確保でなくて受注を確保しろと強調することは、中小企業というものは日本の経済の発展のために重要な役割りを果たしているのだ。しかし二重構造の中において中小企業は非常に苦しい状態の中におちいっている。倒産は相次ぐ状態にあるんだ。だからして中小企業者に対してはゆるゆるの受注を確保するためには、あまり会計法であるとかあるいはそれに基づく予決算、等のいわゆる原則というものをいじくるといふような政策が、公共性という立場からも追及されていかなければならぬのだ、こういう考え方を私も強くあなたに期待を求めているわけなんです。だからあなたのほうで民主主義の原理原則、こういう点から、これは受注の確保でなくて機会の確保というところが好ましいし、そうでなければならぬということ、あなたが企業対策としておやりになっているところの点からは私は矛盾があると考えておるわけですね。だからしてこれらの点に対しては十分あなたのほうもそうした現実を踏まえて、この法律が施行されます場合は十分これを活用されるように期待にこたえてもらわなければならぬと考えます。その点に対して最後にあなたの決意を伺って、私の質問を終わります。

○三木国務大臣 お説のとおり機会の増大といつても最後の目的は需要の確保でありますから、御趣旨のようによき趣意だと思ひます。

○天野委員長 おはかりいたします。内閣提出、

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案の質疑は、これを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、本案についての質疑は終局いたしました。

○天野委員長 この際、田中第一君外二名から、本案に対し修正案が提出されております。まず提出者から趣旨の説明を聴取いたします。板川正吾君。

○板川委員 ただいま議題となりました官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案に対する修正案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条中「公正かつ効率的な」を「適正な」に改める。

以上であります。

現在、官公需の契約については、官庁の場合は会計法、予算決算及び会計令、地方公共団体の場合は地方自治法、公社、公団の場合は公庫の予算及び決算に関する法律、その他関係法令に基づいて運用されており、これら法令の基本的な考え方は予算の執行の適正を期することにあるのであります。

本法案の第三条におきましては、さらに「予算の公正かつ効率的な」ということが規定されておりますが、この「予算の公正かつ効率的な」という字句は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に使用されているものであり、しかも会計法等における予算執行の適正という基本的な考え方に当然含まれているものであります。したがって、あえて本法案において「公正かつ効率的」という字句を使用することは、かえって中小企業者への発注が制約されるように解釈されるおそれがありますので、「公正かつ効率的」を「適正」に改めることが妥当と思われるのであります。

以上、簡単にありますが、委員各位の御賛同をお願いいたします。趣旨の説明を終わります。

○天野委員長 以上で説明は終わりました。

がつて、あえて本法案において「公正かつ効率的」という字句を使用することは、かえって中小企業者への発注が制約されるように解釈されるおそれがありますので、「公正かつ効率的」を「適正」に改めることが妥当と思われるのであります。

以上、簡単にありますが、委員各位の御賛同をお願いいたします。趣旨の説明を終わります。

○天野委員長 以上で説明は終わりました。

○天野委員長 次に、本案並びに田中第一君外二名提出の修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

まず、田中第一君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決され、本案は修正議決いたしました。

○天野委員長 次に自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、田中第一君外二名から本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を求めます。田中第一君。

○田中(榮)委員 ただいま議決されました法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その趣旨

を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

官公需についての中小企業者の受注の確保
に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき
積極的な措置を講ずべきである。

一、中小企業者に関する官公需契約の方針を作
成するにあたっては、官公需契約の総発注量
に占める中小企業者の割合等を明示すること。
二、工事の発注・物件の購入等に際し、みだり
に大手企業を指名することがないよう、資格
基準・指名基準の運用について遺憾なきを期
すること。

三、中小企業者の官公需確保の拡充策を講ずる
ため、中小企業政策審議会に官公需確保に関
する小委員会を設けること。

四、中小企業向け官公需発注を推進するため、
中央及び地方における官公需確保対策につい
ての機構の整備拡充を図ること。

五、中小企業者の受注の確保について、地方公
共団体を適切に指導するとともに、その施策
の実施状況の把握に努めること。

六、本法の趣旨並びに官公需契約の手続・方法
等について、関係中小企業者に対しその周知
徹底を図ること。

以上が案文でございます。

第一点は、官公需契約の総発注量に占める中小
企業者の割合の明示であります。

本法第四条において、国は、官公需契約に関し、
中小企業者の受注の機会を増大をはかるための方
針を作成し、閣議の決定を経て、その要旨を公表
することになっております。

その方針の内容は、当該年度における官公需契
約の総見込み金額、中小企業者との契約の見込み
額及び中小企業者の受注の機会を増大するための
努力の指針と、それを裏づけるための措置が内容
であります。しかし、これだけでは中小企業者に
対する受注の確保の増大について万全とは言えな
いのであります。そこで、審議の過程で明らかに

なつたように、年度ごとに官公需契約の総発注量
の見込み額に占めるべき中小企業者向け発注量の
割合等を明示することが必要であり、この割合を
達成することにより、中小企業者に対する受注の
確保の増大が期待されるのであります。

第二点は、資格基準等の運用についてでありま
す。

現在、建設省の工事発注に關しては、資格基準
について、中小建設業の受注機会の増大を確保す
るため、A、B、C、D、Eの各クラスを設け、
工事額に応じて同クラスの者同士の入札を行なう
よう指導されております。しかしながら他官庁、
公社、公団等においては、必ずしもこのような措
置が十分実施されているとは言えず、物件等の契
約についても軽微な物件が大企業向けに発注され
得るような運用になっている現状であります。こ
れでは中小企業者の受注の機会は増大しても、受
注そのものは必ずしも確保されないものであります。
したがって中小企業者の受注を確保し、より一そ
う増大させるために、工事の発注、物件の購入等
に際して、みだりに大手業者を指名することがな
いよう、資格基準及び指名基準の運用について、
万遺憾なきを期すべきであります。

第三点は、中小企業政策審議会に官公需確保に
関する小委員会を設けることであります。

官公需についての中小企業者の受注の確保につ
いては、先に述べたごとく、本法第四条におい
て方針の内容を作成、公表することになっており
ますが、この方針、内容等本法の措置について十
分検討し、効果あらしめるため、中小企業政策審
議会に官公需確保に関する小委員会を設けて、官
公需の確保及び拡充策について万全の体制をとる
べきであります。

第四点は、官公需確保対策についての機構の整
備拡充であります。

現在、中央においては官公需確保対策推進協議
会、地方においては各通産局に設けられている臨
時中小企業不況対策相談室において、中小企業者
に官公需の受注を増大させるための諸措置がとら

れているのでありますが、必ずしも実効をあげる
体制にはなっていないのであります。したがって、
今後官公需確保対策を前向きな姿勢で積極的に推
し進めるためには、当然中央においては中小企業
庁長官が中心となり、各省庁、主要公社、公団等
の局長級をそのメンバーとし、また、地方におい
ても指示または通達等により、各通産局長が中心
となり、各省庁等の出先機関の長等をそのメン
バーとする強力な連絡協議機構を確立せしめる等
機構の整備拡充をはかるとともに、人員の配置に
ついても特段の配慮をすべきであります。

第五点は、地方公共団体への指導と施策の実施
状況の把握であります。

中小企業基本法第四条及び本法第七条において
地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるこ
ととなっておりますが、現在、地方公共団体の中小
企業者への発注率はきわめて高く、官庁、公社、公団
を上回る率を示しているものであります。このように、
地方公共団体が中小企業者の受注に大きな役割を
果たしていることにかんがみ、また、地方財政
の健全化及び地方産業振興の見地からも、今後と
も地方公共団体において、中小企業者の受注の増
大をはかることが望ましく、政府としても当然地
方公共団体を適切に指導し、その施策の実施状況
を把握することが望ましいのであります。

第六点は、官公需の手続、方法等についてのP
Rであります。

中小企業者に対する官公需確保については、昭
和三十八年度より「官公需の手引き」を作成し、
契約等のPRにつとめておりますが、まだ不十分
であり、官公需の実情がどんなものかを知らない
中小企業者が意外に多いのであります。したがっ
て今後、中小企業者の官公需の確保の増大につい
ては、もちろんのこと、その契約の手続、方法等
について中小企業者に対し周知徹底をはかり、中小
企業者が手続のふなれ等のために受注の機会を失
うことのないようつとめるべきであります。

以上、附帯決議案の趣旨を御説明いたしました
が、何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

す。(拍手)

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり
附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。三木通商産業大臣。
○三木国務大臣 ただいま御決議になりました附
帯決議の趣旨を極力尊重いたすことにいたします。

○天野委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 内閣提出、日本万国博覧会の準備
及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
を議題とし、審査を進めます。

昨日本案審査のため本委員会から派遣されまし
た委員から、報告を求めることといたします。田
中榮一君。

○田中(榮)委員 日本万国博覧会特別措置法案に
関する大阪への委員派遣について御報告申し上げ
ます。

私ども、天野委員長外派遣委員は、昨五月二十
五日、午前七時に東京を出発し、十時十分新大阪
に到着、直ちに会場予定地である千里丘陵におも
むき、まず大阪府より会場予定地の用地買収の進
捗状況について説明を聴取いたしました。

これによると、会場予定地は、公簿上の面積約
二百十一万平方メートル(六十四万坪)、実測三

百三十万平方メートル(百万坪)であり、所有者別では、阪急不動産、殖産住宅、吹田市開発公社が約四〇%、残り六〇%が約五百人の個人地主であります。この用地買収は大阪府が担当することになっており、鋭意努力して来たのでありますが、この地域は、一般的に、個人地主にとつては千里ニュータウン、阪急不動産等に売却した残りであり、これだけは将来とも保有していきたいという希望があつたため、かなり困難な情勢にあつたようであります。しかし、関係者の努力の結果、全体では五〇%、地区内の地主については七〇%以上の進捗状況に達しているのであります。なお買取価格は、当初三・三平方メートル当たり一万九千五百円を提示しましたが、その後、特別協力金として三千五百円、出坪補正三・三平方メートル当たり平均一千円、府道近接地は二〇%程度のかさ上げを加え、この線で調印が進行しております。

この説明後、毎日放送屋上より、実地について説明を受け、その後国際ホテルにおいて、芦原日本万国博覧会協会副会長、佐藤大阪府知事、新井日本万国博覧会協会事務総長等より要望並びに説明を聴取いたしました。

まず、大阪府並びに大阪市よりは、政府の日本万国博覧会に対する責任の明確化、国の大幅な資金負担、関連事業、特に公共事業の高率補助、起債の特別ワク、用地買収費にかかる地方債の支払い利子の補給について要望がありました。また新井事務総長より、パリ理事会の空想から見ても、日本開催に対する期待が大きいため、本年中には二、三カ国の現地視察のための来日も予想されること、四十五年開催に対し、諸般の事情にかんがみ、時間的余裕がないので、積極的な予算、特に四十二年予算が時期的にきわめて重要であり、同時に、現在審議中の法律案の早期成立が期待されること等について説明がありました。その他、会場基本計画第二次案、道路、交通、あと土地利用等について、それぞれ担当者より説明を聴取いたしました。そのうち特に大きな問題は、会場ま

での輸送対策、とりわけ鉄軌道の乗り入れのようであります。これは市営地下鉄、私鉄とも採算的に合わない建設であり、きわめて困難なので、早急に何らかの特別の対策が要望されているのであります。

なお、これらの詳細については、近く関係者が参考人として本委員会に招致される運びになりましたので、その参考意見を参照していただきたいと思ひます。

午後五時新大阪を立ち、昨夜八時十分帰京した次第であります。

以上、はなはだ簡単であります。報告を終わります。

○天野委員長 次会は来たる五月三十一日火曜日午前十時十五分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会